

川崎町いじめ問題専門委員会報告書（概要版）

第1 本件の概要と報告書の目的

当委員会は、令和4年11月9日、小学校の教室において発生した暴力行為（「本件事案」という。）につき、いじめ防止対策推進法にいう「いじめ」に該当すると認定し、その結果、被害児童が長期間不登校となったことから、「重大事態」に該当すると認定する。

これを前提に、本件事案の原因及び発生後の経緯を踏まえ、今後川崎町内の学校においていじめ重大事態が再発しないようにするため、本意見書をまとめた。

第2 事案の経過

1 発生当日の対応

事案は昼休みに発生し、担任は他の児童からの報告で把握したが、十分な聞き取りは行われなかった。また、保護者への連絡は学校側からは発生直後に行われず、同日夕方に被害児童の保護者からの連絡で報告がなされることとなった。

2 その後の対応

被害児童は翌日以降不登校となったが、当初、学習支援等の対応はなされていなかった。また、約1か月後、いわゆる謝罪の会が設けられたが、学校側において十分な準備がないまま実施され、関係者間の対立を深める結果を生じさせた。

さらに、重大事態の認定は発生から相当期間経過後であり、第三者委員会の設置も大きく遅れることになった。

第3 主な問題点

1 初動対応の不備

児童間の暴力行為を伴う重大な事案であったにもかかわらず、事案発生直後の基本的対応が欠如していた。

背景には、学校内における「いじめ」対応の準備不足、具体的には「いじめ」の定義の認識、いじめ対応マニュアルの不徹底、過去においても「いじめ」を見逃していた可能性が高いことによる危機意識の欠如等が挙げられる。

2 組織体制の不備

いじめ担当教員が担任と兼務しており即応できなかった、生徒指導主任や校長も別の業務などで不在であった。この場合であっても、組織としてフォロー体制が築かれているべきだった。

また、進級の際の児童に関する引継ぎや情報共有も不十分で、過去のトラブルが把握されておらず、本件事案の被害を深化させた可能性がある。

3 事後対応・町及び町教委の組織の問題

直後のいじめ対応の外、長期不登校となった児童への教育的配慮、謝罪の場の設け方に関する準備などが不足しており、事後対応としても問題があった。

さらに、町としても、重大事態認定および第三者委員会設置の遅延が、被害の長期化を招いたと評価できる。これには、いじめ問題対策連絡協議会が条例上定められていたのにもかかわらず、機能していなかったことにも一因がある。

第4 今後の重大事態防止のために

委員会は、以下のとおりの対応策を提言する。

1 子供の権利を尊重する教育の推進と未然防止の強化

日常的な人間関係トラブルを軽視せず、早期対応を徹底し、児童の尊重を基盤とする教育を推進すべきであること。

2 組織体制の整備

学校においてはいじめ対応専任教員の配置の外、いじめ事案発生に即座に対応可能な学校体制を構築すること、また、これにあわせた必要な予算措置を行うべきであること。また、町教委においても重大事態が起きうることを想定した組織作り及び相談体制の構築をすべきこと。

3 教職員の対応力向上

各教員へのいじめの定義・対応手順についての研修を徹底するとともに、個人だけではなく組織として対応する体制を確立すべきこと。

4 不登校児童への支援

いじめ対応のみにとらわれず、早期から学習支援や代替的な教育機会を提供し、児童・保護者の意向を踏まえた柔軟な対応を行うこと。

以上